



人権について考える

「児童虐待」

あなたが考える「人権侵害」とは、どのようなことでしょうか。

現在、人権問題は重要課題として8つ(※)に整理されています。それらに係る人権侵害の中で、今回は『児童虐待』について考えてみたいと思います。

近年、少子化・核家族化の進行や、地域による子育ての機能の低下などが要因となり、家庭と子どもを取り巻く環境が著しく変化し、子どもをめぐる問題は深刻化しているのが現実です。

子どもへの人権侵害である『児童虐待』は、大きな社会問題となっています。

『児童虐待』とは、保護者や同居人が児童(18歳に満たない者)に対して行う行為であり、時には、子どもの命を奪ったり、重い後遺症をもたらすこともあります。ご存じの方も多いと思いますが、身体的・性的虐待など犯罪になるものだけでなく、「食事を与えない」「病気になるっても病院へ連れて行かない」

といった育児放棄や心理的虐待も、子どもが幸せに生き成長する権利を奪う行為であり、子どもの人権を否定するものであり、極めて深刻、重大な人権侵害だという認識が必要です。

児童虐待というのは、「家庭」という外から見えにくい場所で行き、被害者である子どもが助けを自ら求めることが難しいので、なかなか気づきにくいものです。

そこで、子どもを虐待から守るための対策5か条として、

- ・ おかしいと感じたら迷わず連絡(通告は義務であり、権利でもある)
- ・ 「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場で判断)
- ・ ひとりで抱え込まない(できることから即実行)
- ・ 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- ・ 虐待はあなたの周りにも起こりうる(特別なことではない)

文部科学省「家庭教育手帳」より

第6回国東市隣保館祭り「こころの川柳」応募作品

☆蝉がなく暑さきびしい夏休み
☆盆踊り先祖を偲び広がる輪

武蔵町 森 結菜
国東町 栗林 初美

お知らせ

同和問題学習会(隣保館)

日時 6月20日(木)午後2時

内容

人権社会確立

第33回全九州研究集会還流報告

問い合わせ

国東市隣保館

(武蔵町古市二二三八一)

☎0978-68-1722

以上を紹介いたします。

『児童虐待』は家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されるものではなく、早期に発見し対応することが喫緊の課題であることを認識するとともに、他人ごとと捉えるのではなく、保護者をはじめ社会を担っている私たち全ての大人の責務であることをお互いに自覚したいものです。

(文責・生涯学習課 岡原)

※同和問題、女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、障がいのある人の人権問題、外国人の人権問題、医療をめぐる問題、様々な人権問題



ご利用ください 全国一斉「子どもの人権110番」相談強化週間

日時 6月24日(月)～6月30日(日)

平日 午前8時30分～午後7時 / 土・日 午前10時～午後5時

電話 0120-007-110 (全国共通 / 大分地方法務局)

相談内容 学校におけるいじめ、体罰など、子どもに関する人権問題

担当者 人権擁護委員、法務局職員

問い合わせ 大分地方法務局人権擁護課 ☎097-532-3368

